

# TPP農林水産物市場アクセス交渉の結果

## 1 米：

### (1) 米及び米粉等の国家貿易品目

① 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率（米の場合 341 円/kg）を維持。

② 米国、豪州にSBS方式の国別枠を設定。

米国：5万t（当初3年維持） → 7万t（13年目以降）

豪州：0.6万t（当初3年維持） → 0.84万t（13年目以降）

※ 国内の需要動向に即した輸入や実需者との実質的な直接取引を促進するため、我が国は、既存のWTO枠のミニマムアクセスの運用について見直しを行うこととし、既存の一般輸入の一部について、中粒種・加工用に限定したSBS方式（6万トン）へ変更する予定。

### (2) 米の調製品・加工品等（民間貿易品目）

一定の輸入がある米粉調製品等は関税を5～25%の削減とし、輸入量が少ない又は関税率が低い品目等は関税を削減・撤廃。

## 2 麦：

### (1) 小麦

① 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率（55円/kg）を維持。

② 米国、豪州、カナダに国別枠を新設（計19.2万t（当初） → 25.3万t（7年目以降）・SBS方式）。

③ 既存のWTO枠内のマークアップ（政府が輸入する際に徴収している差益）を9年目までに45%削減し、新設する国別枠内のマークアップも同じ水準に設定。国別枠内に限り、主要5銘柄以外的小麦を輸入する場合にはマークアップを9年目までに50%削減した水準に設定。

④ 小麦製品については、小麦粉調製品等にTPP枠又は国別枠を新設（4.5万t（当初） → 6万t（6年目以降））し、国家貿易制度で運用している小麦製品は、引き続き全て国家貿易制度で運用。また、マカロニ・スパゲティは、関税を9年目までに60%削減。

## (2) 大麦

- ① 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率(39円/kg)を維持。
- ② TPP枠を新設(2.5万t(当初)→6.5万t(9年目以降)・SBS方式)。
- ③ 既存のWTO枠内のマークアップを9年目までに45%削減し、新設するTPP枠内のマークアップも同じ水準に設定。
- ④ 麦芽については、現行の関税割当数量の範囲内において、米国、豪州、カナダの国別枠を設定(計18.9万t(当初)→20.1万t(11年目以降))。

## 3 甘味資源作物：

### (1) 砂糖

- ① 粗糖・精製糖等については、現行の糖価調整制度を維持した上で、以下を措置。
  - ア 高糖度(糖度98.5度以上99.3度未満)の精製用原料糖に限り、関税を無税とし、調整金を少額削減。
  - イ 新商品開発用の試験輸入に限定して、既存の枠組みを活用した無税・無調整金での輸入(粗糖・精製糖で500トン)を認める。
- ② 加糖調製品については、品目ごとにTPP枠を設定(計6.2万t(当初)→9.6万t(品目ごとに6~11年目以降))。

### (2) でん粉

現行の糖価調整制度を維持した上で、以下を措置。

- ① 現行の関税割当数量の範囲内で、TPP枠を設定(7.5千t)。
- ② TPP参加国からの現行輸入量が少量のでん粉等(コンスターチ、ばれいしょでん粉等)については、国別枠を設定(計2.7千t(当初)→3.6千t(品目ごとに6~11年目以降))。

## 4 牛肉：

### (1) 関税撤廃を回避し、セーフガード付きで関税を削減。

( 38.5%(現行)→27.5%(当初)→20%(10年目)→9%(16年目以降) )

### (2) セーフガード：

- ① 発動数量(年間)：59万t(当初)→69.6万t(10年目)→73.8万t(16年目)  
(関税が20%を切る11年目以降5年間は四半期毎の発動数量も設定。)

- ② セーフガード税率：38.5%（当初）→30%（4年目）→20%（11年目）→18%（15年目）  
 16年目以降のセーフガード税率は、毎年1%ずつ削減（セーフガードが発動されれば次の年は削減されない）、4年間発動がなければ廃止。  
 家畜疾病により輸入が3年以上実質的に停止された場合には、実質的解禁の時点から最長5年間不適用（当該条項により、米国・カナダには最長2018年1月末日まで不適用）。

## 5 豚肉：

- (1) 差額関税制度を維持するとともに、分岐点価格（524円/kg）を維持。
- (2) 従量税は関税撤廃を回避。  
 従価税（現行4.3%）：2.2%（当初）→0%（10年目以降）  
 従量税（現行482円/kg）：125円/kg（当初）→50円/kg（10年目以降）
- (3) セーフガード：輸入急増に対し、従量税を100-70円/kgに、従価税を4.0-2.2%に、それぞれ戻すセーフガードを措置（11年目まで）。

## 6 乳製品：

### (1) 脱脂粉乳・バター

- ① 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率（脱脂粉乳21.3%+396円/kg等、バター29.8%+985円/kg等）を維持。
- ② TPP枠を設定（生乳換算）

脱脂粉乳	2万659t（当初）	→	2万4102t（6年目以降）
	（製品 3,188t	→	3,719tに相当）
バター	3万9341t（当初）	→	4万5898t（6年目以降）
	（製品 3,188t	→	3,719tに相当）
<hr/>			
合計	6万t（当初）	→	7万t（6年目以降）

### (2) ホエイ

脱脂粉乳と競合する可能性が高いものについて、21年目までの長期の関税撤廃期間の設定とセーフガードの措置。

### (3) チーズ

- ① モッツアレラ、カマンベールなどについては、現行関税を維持。
- ② チェダー、ゴータ、クリームチーズ等については、16年目までの長期の関税撤廃期間を設定。
- ③ プロセスチーズについては少量の国別枠、シュレッドチーズ原料用フレッシュチーズについては国産使用条件付き無税枠を設定。

## 7 5品目以外の農産物：

- (1) 小豆及びいんげん豆については、枠内関税を撤廃するものの、枠外税率を維持。こんにゃく及びパイナップル缶詰については、枠外税率を15%削減。いずれも関税割当制度を維持。
- (2) このほか、鶏肉、鶏卵、オレンジジュース、りんご等一部の品目について、11年目まで又はそれを超える関税撤廃期間を設定。
- (3) また、競走馬、オレンジについて、セーフガードを措置。

## 8 林産物：

- (1) 輸入額又は近年の輸入額の伸びが大きいもの（マレーシア、NZ、カナダ、チリ及びベトナムからの合板並びにカナダからの製材）については、16年目までの長期の関税撤廃期間の設定とセーフガードの措置。
- (2) なお、違法に伐採された木材の貿易に対する規律についても合意。

## 9 水産物：

- (1) あじ・さばについては12～16年目までの長期の関税撤廃期間を、主要なまぐろ類、主要なさけ・ます類、ぶり、するめいか等については11年目までの関税撤廃期間を、それぞれ設定。
- (2) 海藻類（のり、こんぶ等）については、関税を15%削減。
- (3) なお、現行の我が国の漁業補助金は、禁止補助金に該当せず、政策決定権を維持。

## 10 各国の対日関税：

我が国農林水産物・食品の輸出拡大の重点品目の全て（牛肉、米、水産物、茶等）で関税撤廃を獲得。具体的には、以下の措置を獲得。

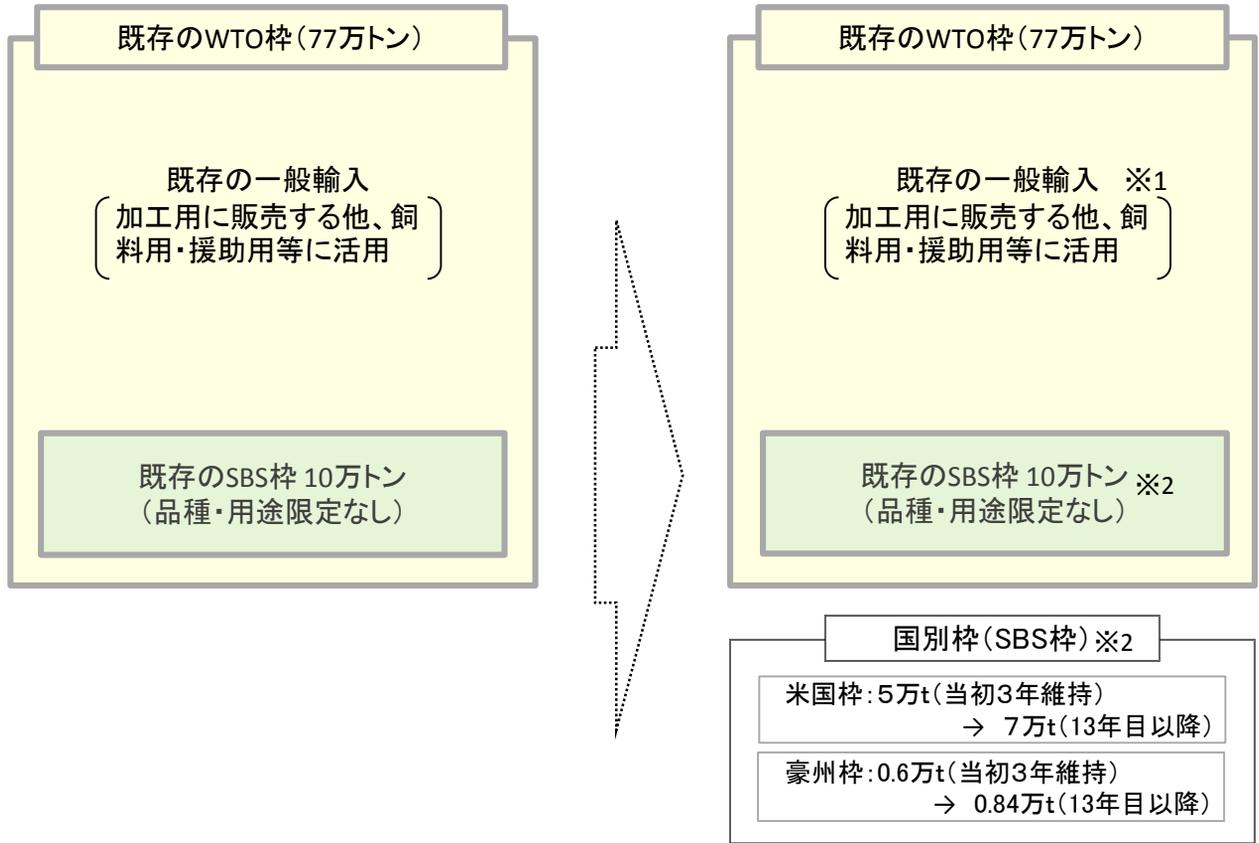
- ① 米国向けの牛肉については、15年目に関税が撤廃されるまでの間、現行の米国向け輸出実績の20～40倍（3,000t（当初）→6,250t（最終年））に相当する数量の無税枠。
- ② 米国向けの米については、5年目に関税撤廃。
- ③ また、近年、輸出の伸びが著しいベトナム向けの水産物については、ブリ、サバ、サンマなど全ての生鮮魚・冷凍魚について、即時の関税撤廃。

# 米

## 米及び米粉等の国家貿易品目

- 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率(米の場合341円/kg)を維持した上で、米国、豪州にSBS方式※の国別枠を設定。(国別枠は、米と米粉等の国貿易品目を対象として一体的に運用。)

※注:SBS方式とは、国家貿易の下で、輸入業者と国内の実需者との実質的な直接取引を可能とする売買方式。



(注)※1 国内の需要動向に即した輸入や実需者との実質的な直接取引を促進するため、我が国は、既存のWTO枠のミニマムアクセスの運用について見直しを行うこととし、既存の一般輸入の一部について、中粒種・加工用に限定したSBS方式(6万トン)へ変更する予定。

※2 円滑な入札手続を行うため、透明性向上の観点から、SBSの運用方法の一部について、技術的な変更を行う予定。

## 米の調製品・加工品等(民間貿易品目)

- 一定の輸入がある品目等は、関税を5～25%削減。(合計13品目)

- ・米粉調製品(加糖): 23.8%→17.8%(▲25%・6年目)[TPP参加国からの輸入量: 約1万6千トン(2011～13年平均)]
- ・米粉調製品(無糖): 16.0%→13.6%(▲15%・4年目)[TPP参加国からの輸入量: 約4千トン(2011～13年平均)]
- ・その他11品目 : ▲5%の即時削減

- 輸入量が少ない又は関税率が低い品目等は、関税を削減・撤廃。(合計16品目)

- ・穀物加工品(粟粥等): 21.3%→5.3%(▲75%・6年目)[TPP参加国からの輸入量: 約130トン(2011～13年平均)]
- ・その他15品目: 0～11年目で関税撤廃

# 小麦

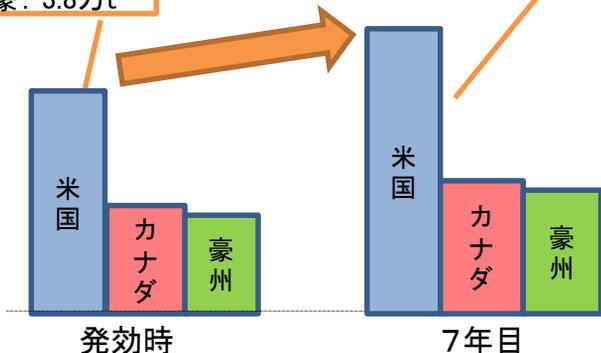
- 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率(55円/kg)を維持。
- 既存のWTO枠に加え、米国、豪州、カナダに国別枠を新設(国家貿易・SBS方式)。新設枠の数量は、7年目まで拡大。
- 既存のWTO枠内のマークアップ(政府が輸入する際に徴収している差益)を9年目までに45%削減し、新設する国別枠内のマークアップも同じ水準に設定。国別枠内に限り、主要5銘柄以外的小麦を輸入する場合にはマークアップを9年目までに50%削減した水準に設定。

## 枠数量

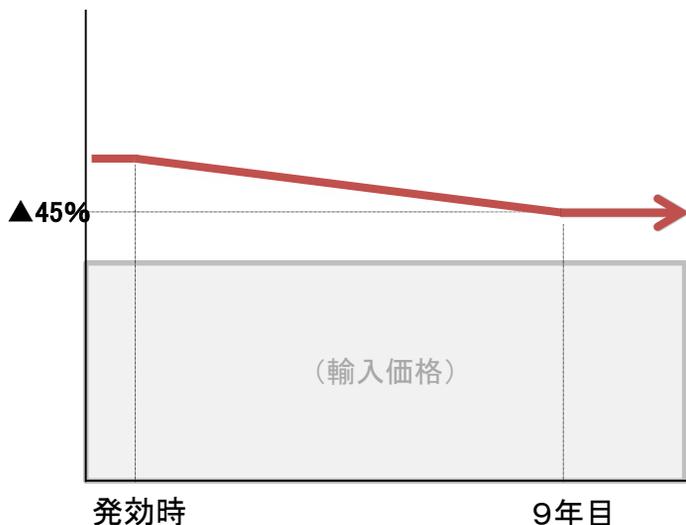
既存のWTO枠数量: 574万t

発効時  
米: 11.4万t  
加: 4.0万t  
豪: 3.8万t

7年目  
米: 15万t  
加: 5.3万t  
豪: 5.0万t



## マークアップ



## 食糧用小麦(粒)の輸入量(2011~2013平均)

TPP参加国	米国	カナダ	豪州
543万t	310万t	135万t	98万t

出典: 貿易統計

## 飼料用小麦:

現在は、国家貿易制度により輸入し、政府管理経費相当のマークアップを徴収(輸入量約50万トン)



食糧用への横流れ防止措置を講じた上でマークアップを徴収しない民間貿易に移行

出典: 貿易統計

## 小麦製品の例

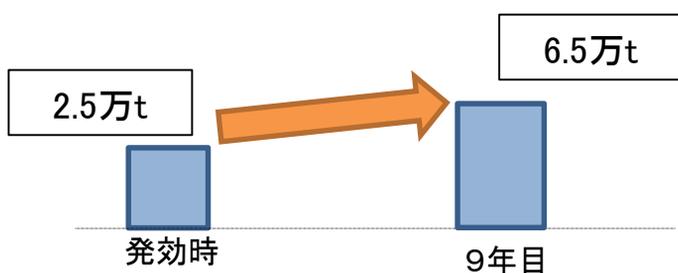
	税率	枠数量	輸入量(2011~2013平均)	
			TPP参加国	世界
いった小麦、小麦粉等 (国家貿易品目)	枠内即時無税+マークアップ (枠外税率は維持)	(発効時) (6年目) 12.5千トン→17.5千トン	0.6千トン	3.7千トン
ベーカリー製品製造用 小麦粉調製品	枠内即時無税 (枠外税率は維持)	(発効時) (6年目) 17.3千トン→20千トン	17千トン	41千トン
その他小麦粉調製品	枠内即時無税 (枠外税率は維持)	(発効時) (6年目) 15千トン→22.5千トン	24千トン	69千トン
マカロニ、スパゲティ	9年目までに60%削減	—	22千トン	136千トン
ビスケット	6年目に無税	—	8千トン	21千トン

# 大麦

- 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率(39円/kg)を維持。
- 既存のWTO枠に加え、TPP枠を新設(国家貿易・SBS方式)。新設枠の数量は、9年目まで拡大。
- 既存のWTO枠内の輸入差益(マークアップ)を9年目までに45%削減し、新設するTPP枠内のマークアップも同じ水準に設定。

## 枠数量

既存のWTO枠数量: 136.9万t



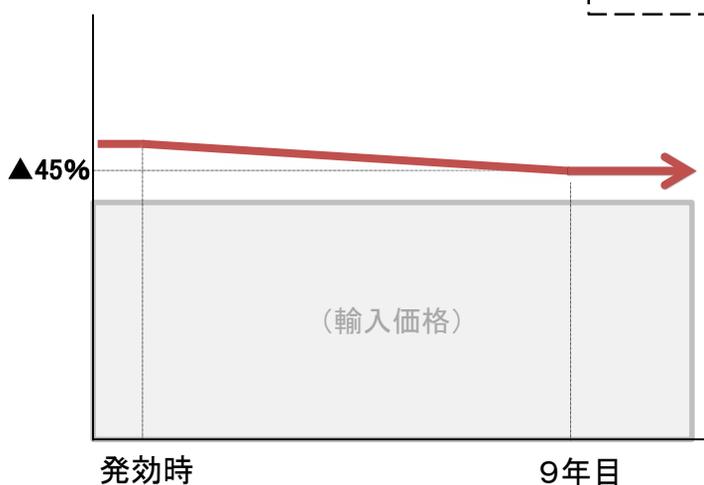
## 飼料用大麦:

現在は、国家貿易制度により輸入し、政府管理経費相当のマークアップを徴収(輸入量約100万t)



食糧用への横流れ防止措置を講じた上でマークアップを徴収しない民間貿易に移行

## マークアップ



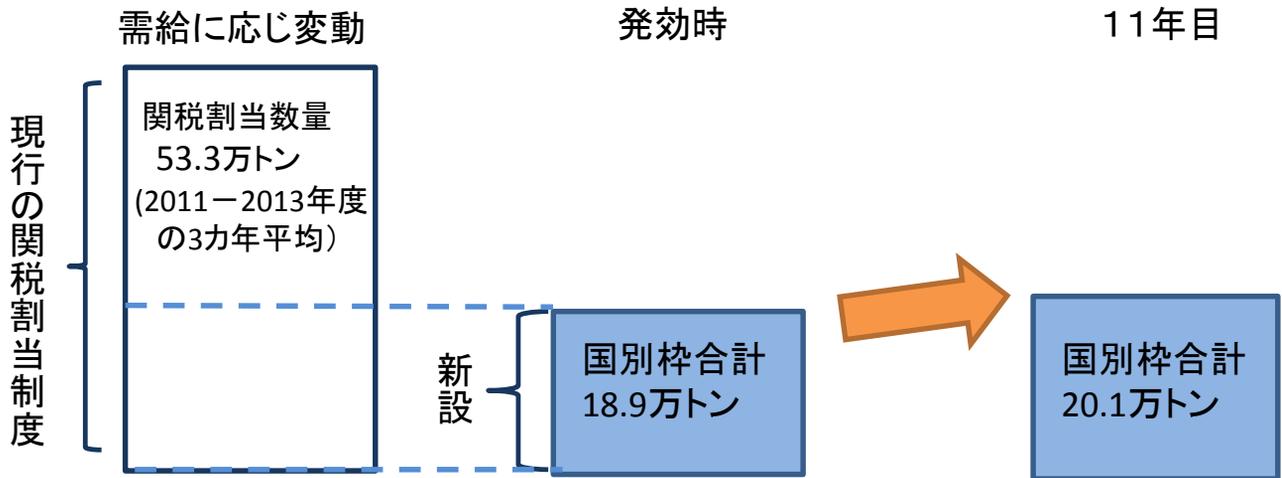
## 食糧用大麦(粒)の輸入量(2011~2013平均)

TPP参加国	豪州	カナダ	米国
22.4万t	17.6万t	4.6万t	0.2万t

# 麦芽

- 現行の関税割当制度、枠外税率(21.3円/kg)は維持。
- 需給動向に連動しない定量の国別枠を新設。

## 枠数量



### 【国別枠数量内訳】

	いってないもの		いったもの		国別枠 計	
	発効時	数量	発効時	数量	発効時	数量
カナダ	発効時	89千ト	発効時	4千ト	発効時	93千ト
豪州	発効時	72千ト	発効時	3千ト	発効時	75千ト
米国	発効時	20千ト	発効時	0.7千ト	発効時	20.7千ト
	6年目	32千ト	11年目	1.05千ト	11年目	33.05千ト
計	発効時	181千ト	発効時	7.7千ト	発効時	188.7千ト
	6年目	193千ト	11年目	8.05千ト	11年目	201.05千ト

## 麦芽の輸入量(2011-2013平均)

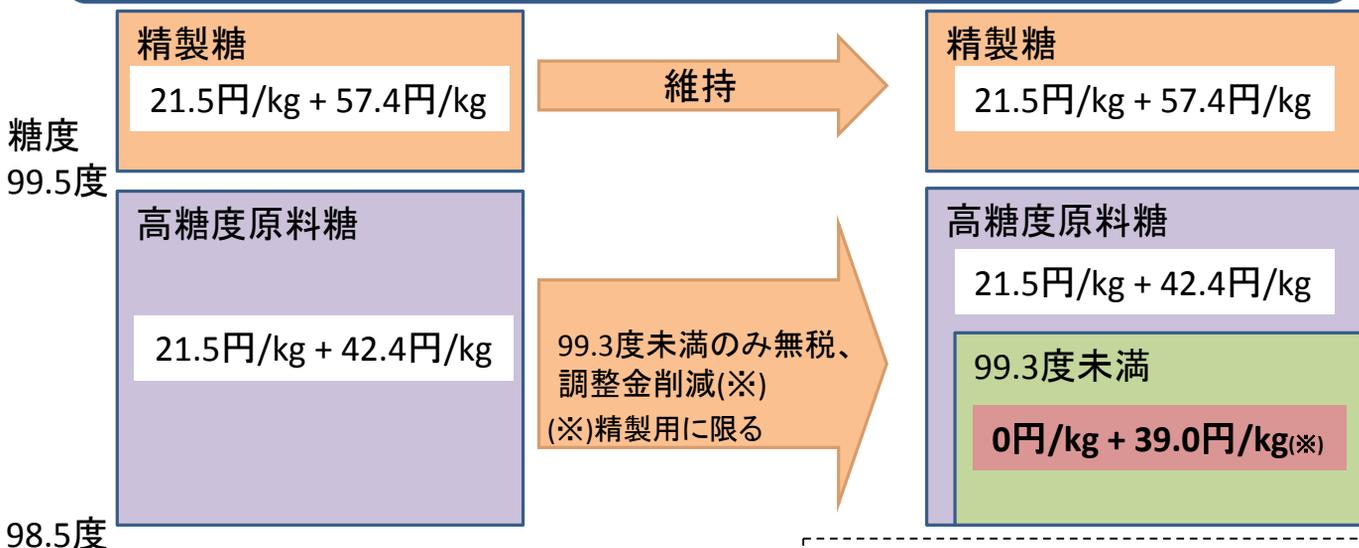
出典: 貿易統計

TPP参加国	カナダ	豪州	米国
26.5万t	15.5万t	8.9万t	2.1万t

# 砂糖

## 1. 粗糖・精製糖

- 基本的枠組は維持しつつ、要望のあった高糖度原料糖について無税＋調整金削減。
- 新商品開発用の試験輸入に限定して、既存の枠組みを活用した無税・無調整金での輸入(粗糖・精製糖で500トン)を認める。



・計算式のうち、左側が関税、右側が調整金  
 ・調整金の額は、四半期ごとに変動する  
 上記調整金の数字はH27.7~9の額

## 2. 加糖調製品

- 品目毎に関税割当を設定し、輸入量をきめ細かく管理。
- 砂糖含有率が高く砂糖との競合がより大きい品目については、枠の数量を抑えるとともに、枠内税率を一定程度維持。

### 関税割当枠の例

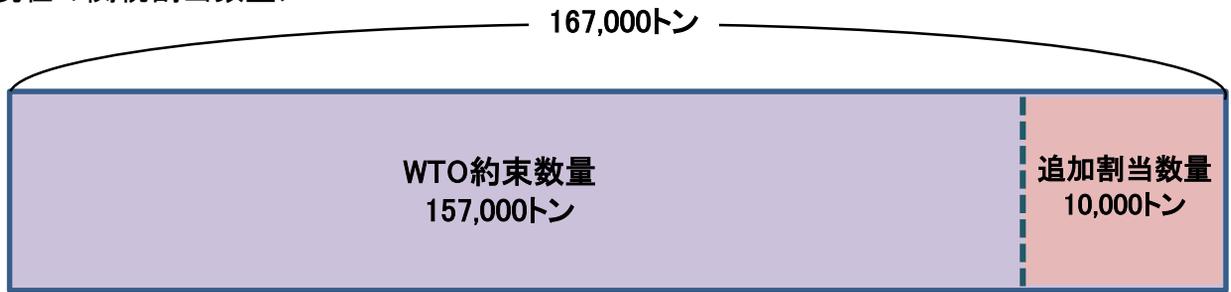
	枠内税率	枠数量	輸入量(2011-13平均(貿易統計))	
			TPP参加国	世界
加糖ココア粉 (含糖率約9割)	(1年目) (11年目) 29.8%→14.9%	(1年目) (6年目) 5千トン→7.5千トン	14.2千トン	18.9千トン
ココア調製品 (2kg超、板状等以外) (含糖率約9割)	(1年目) (11年目) 28%→16.8%	(1年目) (6年目) 12千トン→18.6千トン	44.9千トン	69.8千トン
砂糖と粉乳等を混ぜたもの(含糖率約8割)	(1年目) (11年目) 29.8%→17.9%	(1年目) (11年目) 10.5千トン→12.3千トン	73.5千トン	90.0千トン
チョコレート菓子	10.0%→0%	(1年目) (11年目) 9.1千トン→18.0千トン	9.1千トン	27.6千トン
ココア調製品(2kg以下) (含糖率約4~9割)	29.8%→0%	(1年目) (11年目) 2.7千トン→5千トン	2.6千トン	6.1千トン

# でん粉

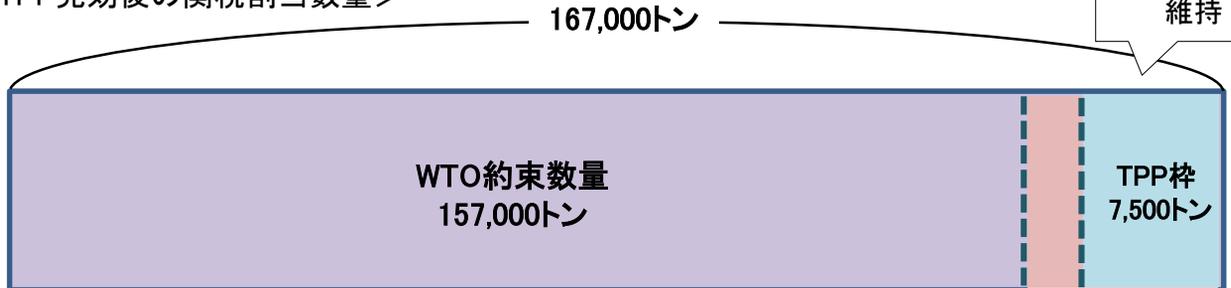
## 1. TPP参加国を対象とする関税割当枠の設定

- 現行の糖価調整制度(調整金の徴収)、枠外税率(119円/kg)は維持。
- 各種のでん粉等を対象に横断的に設定されている既存の関税割当数量の範囲内でTPP枠(7,500トン)を設定(枠内税率0%~25%)。

<現在の関税割当数量>



<TPP発効後の関税割当数量>



## 2. 国別の無税枠の設定

- 1. に加え特定のでん粉等について、一定の国別の無税の関税割当枠を設定。
- 設定対象は、TPP参加国からの現行輸入量が少量の品目に限定し、枠数量を抑制。

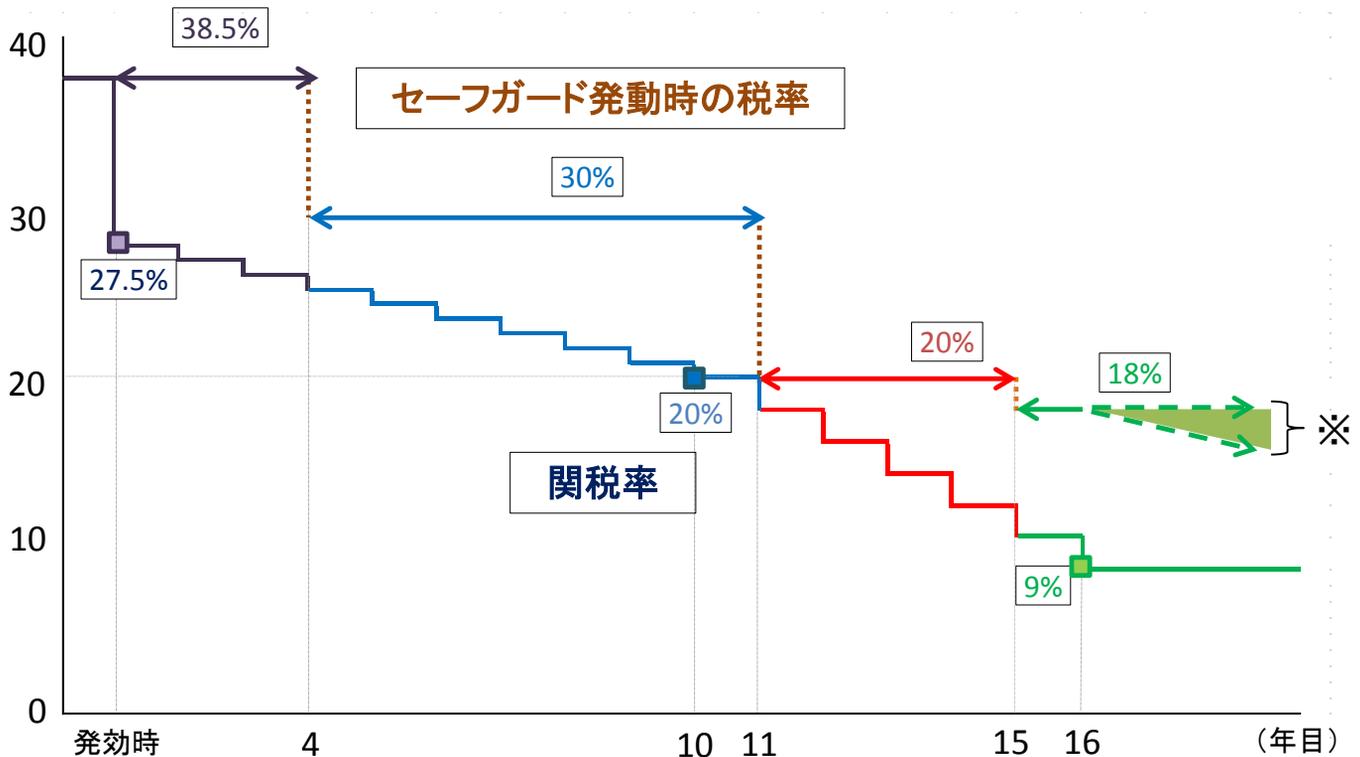
	対象国	枠内税率	枠数量	輸入量(2011-13平均)	
				TPP参加国	世界
コーンスターチ ばれいしょでん粉	米国	即時無税 ※	(1年目) (6年目) 2,500t → 3,250t	0.4千トン	13千トン
イヌリン	米国・チリ	即時無税	(1年目) (11年目) 240t → 300t	0.02千トン	0.5千トン

※ 調整金対象用途については、引き続き調整金を徴収

# 牛肉

- 最終税率を9%とし、関税撤廃を回避(米国等の近年のFTAでは類例を見ない「関税撤廃の例外」を獲得)。
- 16年目までという長期の関税削減期間を確保。
- 関税削減期間中は、輸入急増に対するセーフガードを確保。

## 関税水準とセーフガード発動時の税率



※ 16年目以降のセーフガード発動時の税率

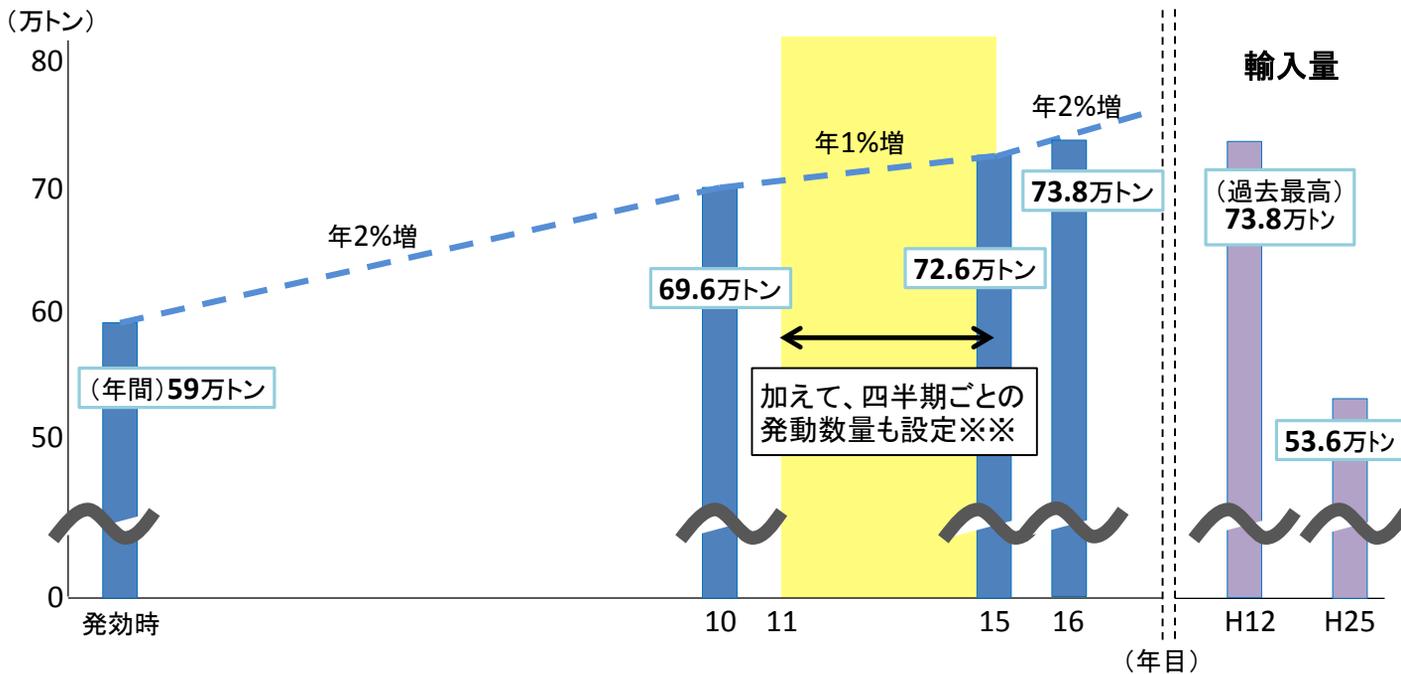
- ・ 毎年1%ずつ削減 (セーフガードが発動されれば、次の年は削減しない)。
- ・ 4年間発動がなければ終了。

【注】 日豪EPAの税率の方が低い場合には、TPP各国に上記税率ではなく日豪EPAによる税率が適用される(TPP発効が2017年度以降となった場合に当該調整が発生)

# セーフガードの発動数量

- ① 初年度は近年の輸入実績から10%増で発動。  
(※現行の関税緊急措置は前年の17%増で発動)
- ② 毎年の拡大幅は2%。
- ③ 関税削減期間中の発動基準数量が、過去最大の牛肉輸入量である73.8万吨以下の水準。

TPP国からの合計輸入量が発動数量を超えた場合、年度末まで(※)セーフガードの税率を適用



※ 2月、3月に超えた場合は、適用期間はそれぞれ45日、30日(年度を越えて適用)

※※ 年間発動数量の1/4の117%を超えたら、90日間適用

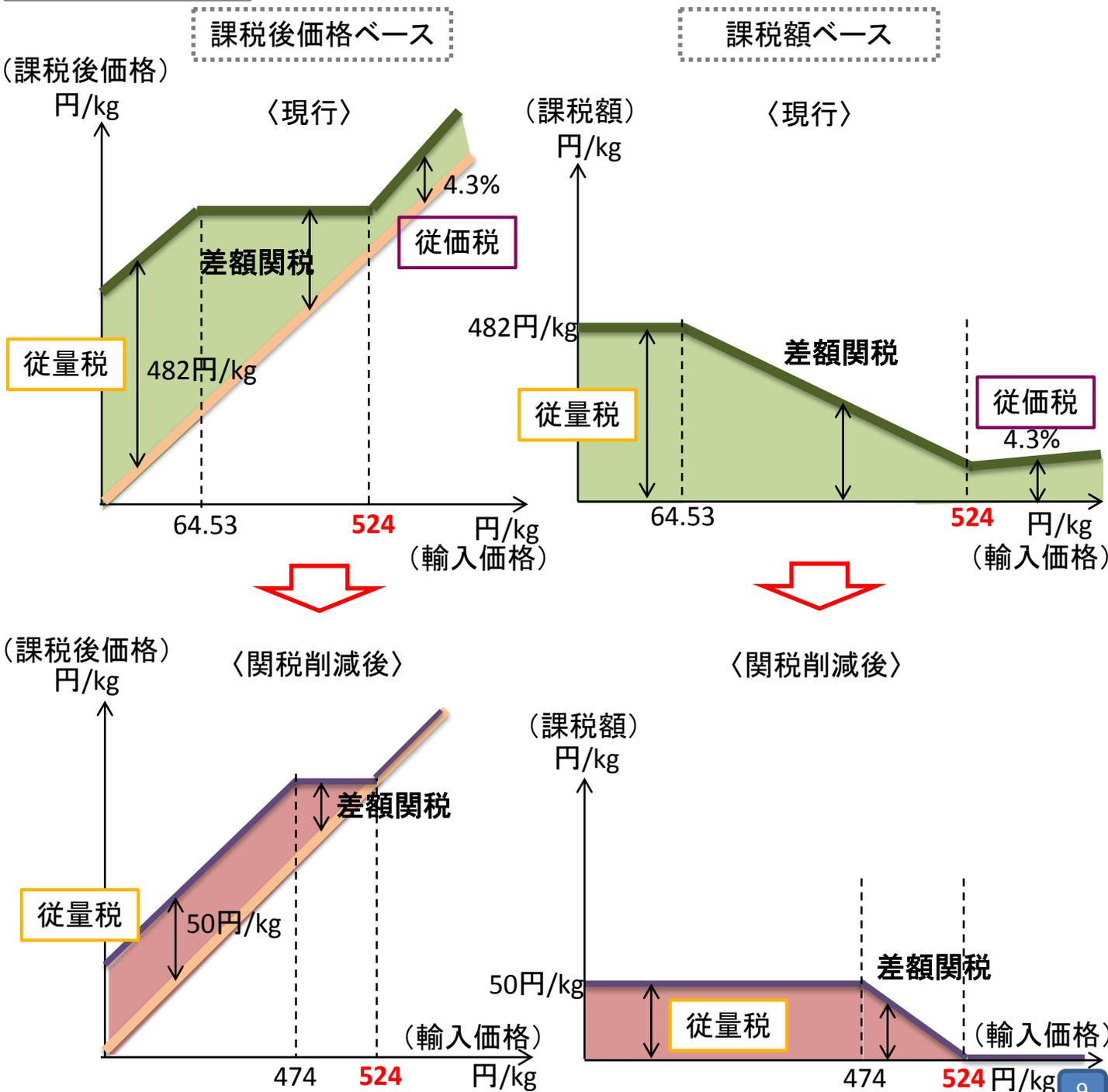
【注】家畜疾病により輸入が3年以上実質的に停止された場合には、実質的解禁の時点から最長5年間不適用(当該条項により、米国・カナダには最長2018年1月末まで不適用)。

- 豪州産牛肉については、TPP・日豪EPAのいずれの税率で輸入されても、両方の協定で輸入量としてカウントされる仕組み。  
(TPP協定のセーフガード発動時に、日豪EPAの低税率で豪州産牛肉が大量に輸入されることを抑制)
- 現行の関税緊急措置は、発動対象となる主要牛肉輸出国が無くなるため、廃止の方向。

# 豚肉

- 10年目までという長期の関税削減期間を確保。(従量税は近年の平均課税額 23円/kgの約2倍(50円/kg)に引下げ、従価税(4.3%)は撤廃)。
- 差額関税制度を維持するとともに、分岐点価格(524円/kg)を維持。
- 関税削減期間中は、輸入急増に対するセーフガードを確保。

## 差額関税制度

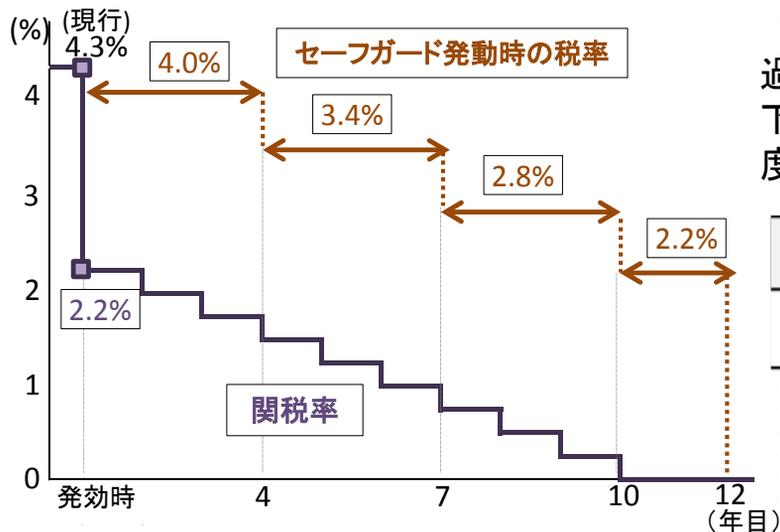


# セーフガードの仕組み

■ 11年目までは、輸入急増や極めて安価な豚肉の輸入が一定以上行われた場合に、従量税を100～70円/kgに、従価税を4.0～2.2%に、それぞれ戻すセーフガードを確保。

## 1. 従価税部分

### ①関税水準とセーフガード発動時の税率



### ②セーフガード発動数量(国別)

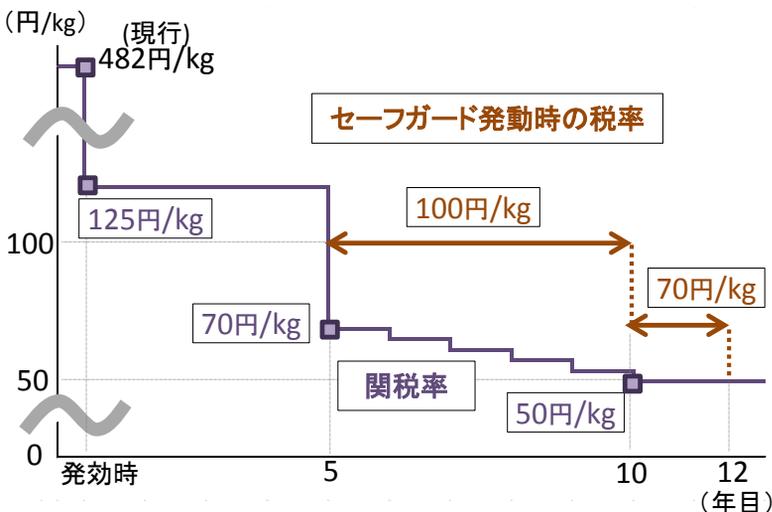
過去3年間の輸入量(注)の最高値に以下の割合を乗じた値を超えた場合に年度末まで関税を引上げ

1-2年目	3-6年目	7-11年目
112%	116%	119%

(注)4年目までは全輸入量、5年目以降は399円/kg以上の輸入量。

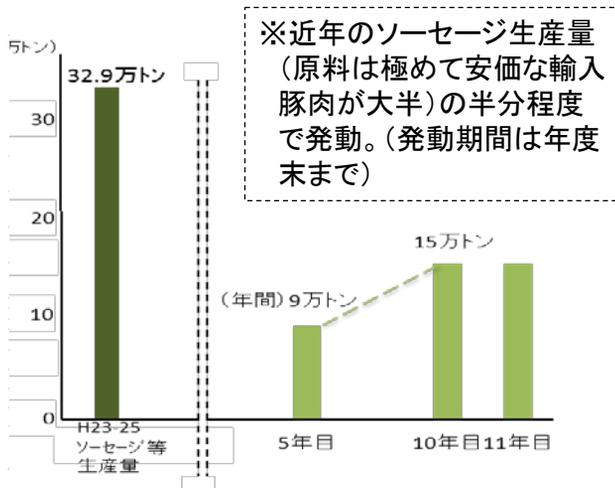
## 2. 従量税部分

### ①関税水準とセーフガード発動時の税率



### ②セーフガード発動数量

【TPP国からの低価格帯(399円/kg未満)の合計輸入量】



※近年のソーセージ生産量(原料は極めて安価な輸入豚肉が大半)の半分程度で発動。(発動期間は年度末まで)

(注) 399円/kg以上の部分の発動数量は、1. 従価税の②と同じ仕組み(発動後税率のみ上記①を適用)

○ TPP参加国には現行の関税緊急措置に代わり当該セーフガードを適用。

# 脱脂粉乳・バター

- 脱脂粉乳、バターについて関税削減・撤廃は行わず、TPP枠を設定。
- 枠数量は、最近の追加輸入量の範囲内。

## 既存のWTO枠

○農畜産業振興機構(ALIC)による  
輸入(国家貿易)

○約束数量 13.7万トン(\*1)  
(生乳換算)

(対象品目:脱脂粉乳、バター  
ホエイ等)

○枠内税率

脱脂粉乳25%、35%+マークアップ(\*2)

バター 35%+マークアップ(\*2)

+ (脱脂粉乳、バターが  
不足している場合に実施)

## 追加的な輸入

○農畜産業振興機構(ALIC)による  
輸入(国家貿易)

○輸入量:不足分

(追加輸入の実績)

(生乳換算、万トン)

年度	2014	2015
脱脂粉乳・ バター	18.8	15.6

## 既存のWTO枠

今後も継続  
(変更せず)

+

## TPP枠

○ユーザー、商社等による輸入(民間貿易)

○枠数量 (生乳換算)

脱脂粉乳2万659トン → 2万4102トン(6年目)  
(製品 3,188トン→3,719トンに相当)

バター 3万9341トン → 4万5898トン(6年目)  
(製品 3,188トン→3,719トンに相当)

合計 6万トン → 7万トン(6年目)

○枠内税率(11年目までに削減)

脱脂粉乳 25%、35%+130円/kg  
→ 25%、35%

バター 35%+290円/kg → 35%

(\*1)13.7万トンのうち、ホエイを3.1万トン(生乳換算)輸入。

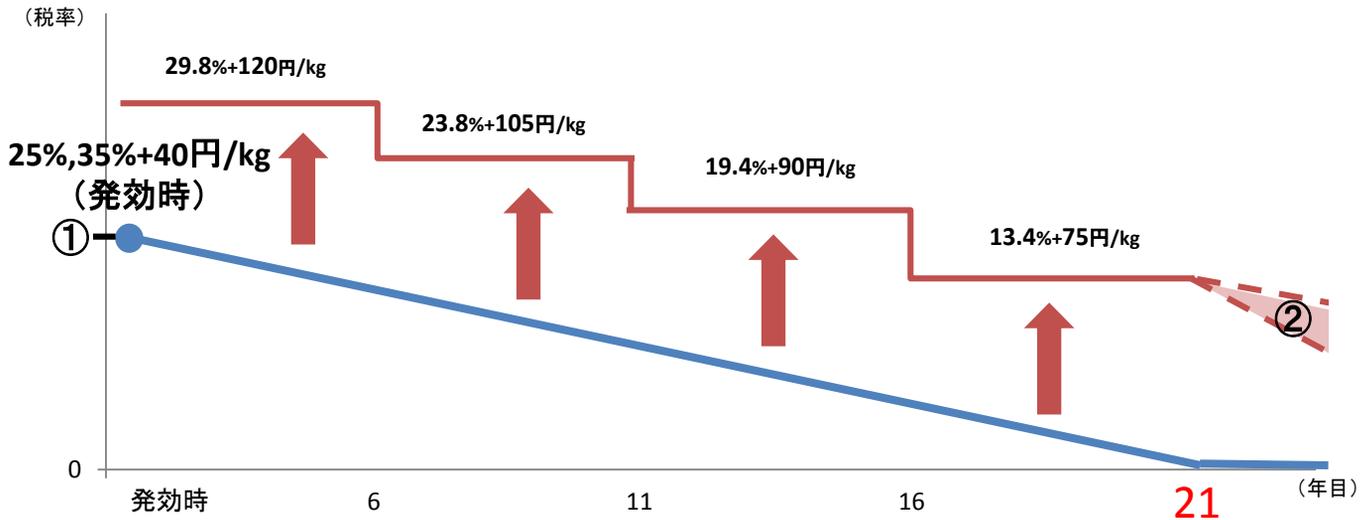
(\*2)ALICの入札によって決定される額。最近5年間のマークアップは、脱脂粉乳32円/kg~238円/kg、  
バター77円/kg~649円/kg

# ホエイ

- 脱脂粉乳(たんぱく質含有量34%)と競合する可能性が高いホエイ(たんぱく質含有量25-45%)について、最も長い21年目までの関税撤廃期間を確保。
- 20年目のセーフガード発動数量を脱脂粉乳の国内生産量の1割強の水準に設定。
- 脱脂粉乳と競合する可能性が低いたんぱく質含有量25%未満のものは、セーフガード付きで16年目までの関税撤廃期間を確保(たんぱく質含有量が特に高いものは、6年目に無税)。

## ホエイ(たんぱく質含有量25-45%)

### (1) 関税水準とセーフガード税率



- ① 発効時の関税水準は、直近3年の平均輸入価格(299円/kg)で換算すると115~145円/kg程度  
発効前の輸入は国家貿易により実施されており、枠内税率25%,35%に加えてマークアップを徴収(直近5年では25円~255円/kg)  
現行のホエイの2次税率は29.8%+425円/kg,687円/kg
- ② 21年目以降のセーフガード税率  
・毎年1.9%+10.7円/kgずつ削減し、発動されれば削減幅が半減  
・3年間発動がなければ終了

### (2) セーフガードの発動数量



(注) 脱脂粉乳が国内で不足しているときや、脱脂粉乳の国内需要が低下していないときは、セーフガードを適用しない。

# チーズ

- 日本人の嗜好に合うモッツアレラ、カマンベール、プロセスチーズ等の関税を維持。
- 主に原材料として使われるチェダー、ゴーダ等の熟成チーズやクリームチーズ等は関税撤廃するものの、長い経過期間(16年目までの関税撤廃期間)を確保。
- 国産チェダー、ゴーダ等の主な仕向け先であるプロセスチーズ原料用チーズについて、現行の抱合せ制度を維持することで、国産チーズに対する急激な需要減少を回避。

チーズの区分		現行関税	合意内容
主要ナチュラルチーズ	①フレッシュチーズ  (クリームチーズ、モッツアレラ等)	29.8%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モッツアレラ等(クリームチーズ以外): 現状維持</li> <li>・シュレッドチーズ原料用関税割当 国産品の使用を条件とした無税輸入 抱合せ 国産品:輸入品 = 1:3.5</li> <li>・クリームチーズ 脂肪分45%未満: 段階的に16年目に撤廃 脂肪分45%以上: 即時10%削減 (29.8%→26.8%)</li> </ul>
	②ブルーチーズ	29.8%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・11年目までに50%削減</li> </ul>
	③その他チーズ(熟成チーズ)  (チェダー、ゴーダ、カマンベール等)	29.8%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ソフトチーズ(カマンベール等): 現状維持</li> <li>・ソフトチーズ以外(チェダー、ゴーダ等): 段階的に16年目に撤廃</li> </ul>
	※プロセスチーズ原料用チーズ(①、②、③のチーズ、主にチェダー、ゴーダ等) 国産品の使用を条件に無税輸入を認める抱合せ制度 (国産品:輸入品 = 1:2.5)		
ナチュラルチーズを加工し	④シュレッドチーズ	22.4%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・段階的に16年目に撤廃</li> </ul>
	⑤おろし及び粉チーズ	26.3%又は40.0%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・段階的に16年目に撤廃</li> </ul>
	⑥プロセスチーズ	40.0%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状維持</li> <li>・国別関税割当 (豪、NZ、米に各100t(当初)→150t(11年目) 枠内税率 段階的に11年目で撤廃)</li> </ul>

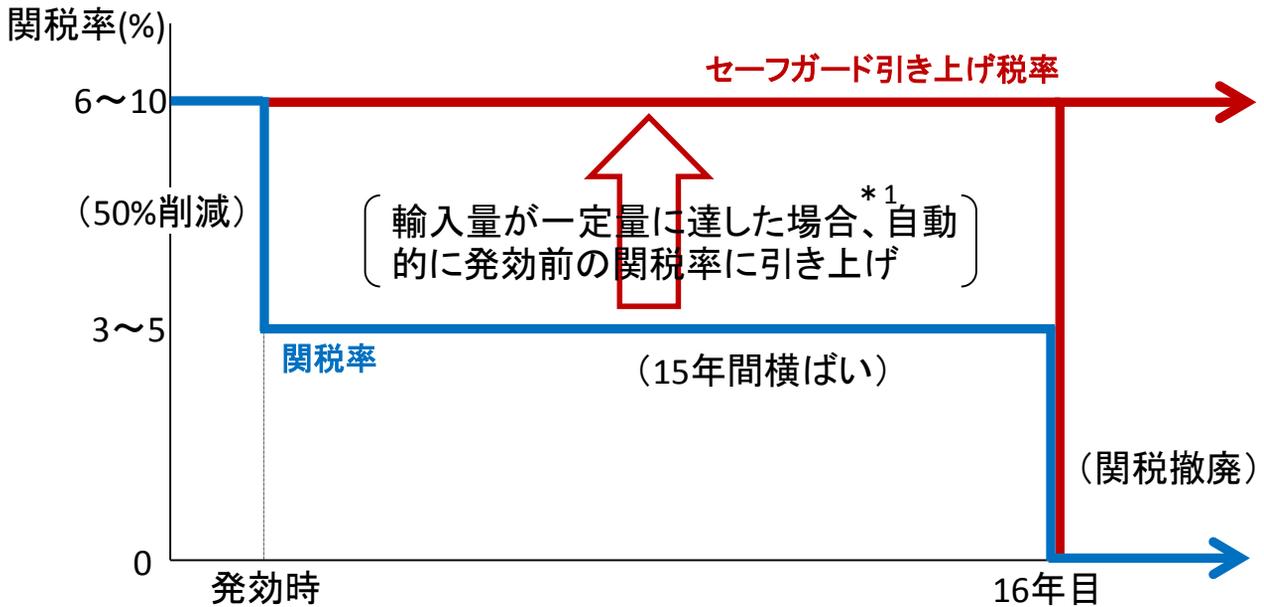
注:   は関税撤廃の例外

# 林産物

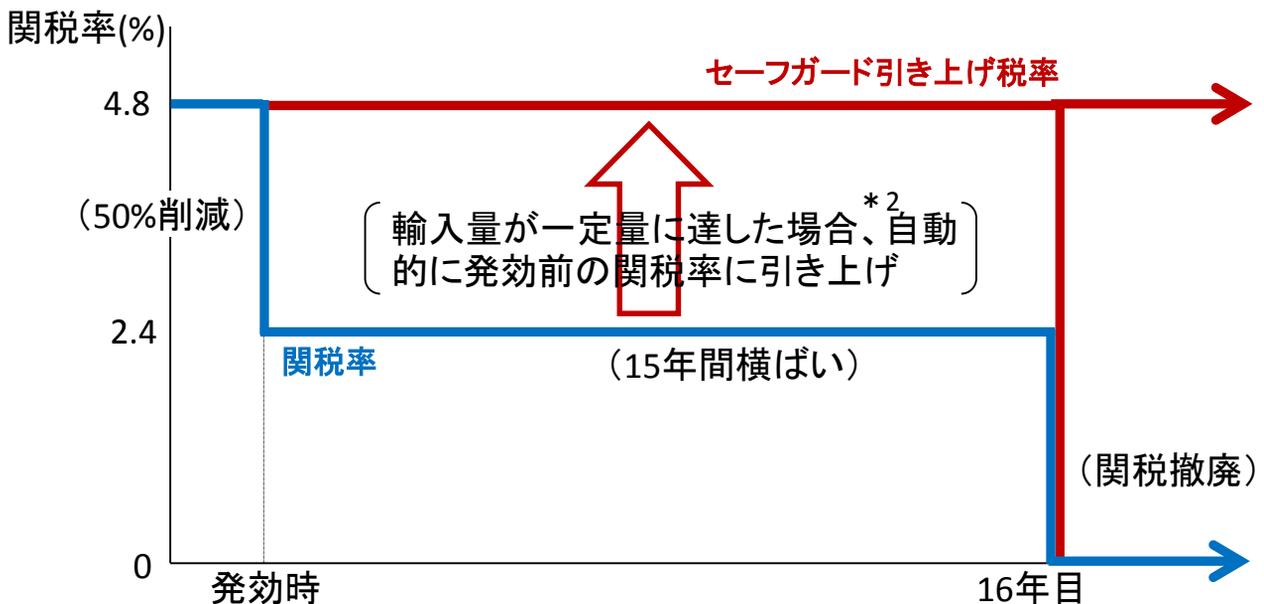
- 合板及び製材は、輸入額の多い国又は輸入額の伸びが著しい国に対し、16年目までの長期の関税撤廃期間とセーフガードを国別に設定。
- 非農産品である林産物にセーフガードを設定するのは、世界でも前例のない措置。
- 合板、製材の代替・競合品であるOSB(オリエンテッドストランドボード)もセーフガード付きで16年目までの段階的撤廃。

※ 薄く切削した長方形の木片を並べた層を、互いに繊維方向が直交するように重ねて高温圧縮した板製品

## 1. 合板(例:マレーシア)



## 2. 製材(SPF)(例:カナダ)



〔注〕上記1、2ともマレーシア及びカナダの主要品目については、関税撤廃後もセーフガードを維持可

\*1: マレーシアの熱帯産木材の合板の場合、発効時1,044千m<sup>3</sup>、毎年20.9千m<sup>3</sup>増、16年目以降毎年31.3千m<sup>3</sup>増。

\*2: カナダのSPF製材の場合、発効時1,573千m<sup>3</sup>、毎年31.5千m<sup>3</sup>増、16年目以降毎年31.5千m<sup>3</sup>増。

# 水産物

- 特にセンシティブティの高い海藻類(のり、こんぶ等)は、関税削減によって関税を維持。
- 関税撤廃は、重要品目のあじ、さばは16年目の長期で対応、その他の品目はセンシティブティを考慮し11年目から即時までで対応。

## ◆関税削減(即時、15%削減)

干しのり 1.5円/1枚 → 1.28円/1枚  
こんぶ、のり、のり・こんぶ調製品、わかめ、ひじき  
10.5%~40% → 8.9%~34%

## ◆16年目撤廃

あじ、さば  
7~10% → 無税(16年目)  
(※)米国のみ12年目に撤廃(ただし、8年間現行税率を維持し、その後、3年間かけて段階的に撤廃)

## ◆11年目撤廃

めばち、みなみまぐろ、太平洋くろまぐろ、ます、ぎんざけ、大西洋さけ、ぶり、するめいか 等  
3.5%~15% → 無税(11年目)

## ◆6年目撤廃

まいわし、あかいかな 等  
3.5%~10% → 無税(6年目)

## ◆即時撤廃

かつお、べにざけ、すけとうだら(すり身・卵)、まだら、ひらめ・かれい 等  
3.5%~6% → 無税(発効時)

# 我が国の輸出関心品目に関する大筋合意の概要

- 我が国農林水産物・食品の輸出拡大の重点品目の全てで関税撤廃を獲得
- 米国向け牛肉については、現行の米国向け輸出実績の20～40倍に相当する数量の無税枠を獲得
- 近年、輸出の伸びが著しいベトナム向けの水産物については、ブリ、サバ、サンマなど全ての生鮮魚、冷凍魚について、即時の関税撤廃を獲得

(主な輸出関心品目の内容)

## ◆ 牛肉:0～16年の関税撤廃

(主な国の内容。以下同じ。)

- 米国(現行関税割当:日本向け枠200トン、枠内税率4.4セント/kg、枠外税率26.4%):
  - ・15年で枠外税率撤廃
  - ・日本向け無税枠3,000トン(当初)→6,250トン(最終年)
- カナダ(現行26.5%):6年撤廃
- メキシコ(現行20～25%):10年撤廃

## ◆ ブリ、サバ、サンマ:0～5年撤廃

- ベトナム(現行11～15%):即時撤廃

## ◆ なし:即時撤廃

- 米国(現行0～0.3セント/kg(0.2%\*)) : 即時撤廃
- カナダ(現行0～10.5%) : 即時撤廃

(\*)2009年データに基づき  
米国が従価税に換算。  
以下同じ。

## ◆ 米:0～15年撤廃

- 米国(現行1.4セント/kg(1.5%\*)) : 5年撤廃

## ◆ 醤油:0～6年撤廃

- 米国(現行3%) : 5年撤廃

## ◆ 切花:0～5年撤廃

- 米国(現行3.2～6.8%) : 即時撤廃
- カナダ(現行0～16%) : 即時撤廃